

令和 3 年 1 月 18 日

一般社団法人
日本介護支援専門員協会
都道府県支部長 殿

一般社団法人
日本介護支援専門員協会
会 長 柴 口 里 則
[公 印 省 略]

令和 3 年度介護報酬改定の諮問・答申について（ご報告）

拝啓 平素より当協会の活動に対し、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和 3 年 1 月 18 日に開催された第 199 回社会保障審議会介護給付費分科会において、田村憲久厚生労働大臣から令和 3 年度介護報酬改定が諮問され、了承されました。社会保障審議会より田村大臣に即日答申される予定ですので、お知らせいたします。

当協会が第一の要望としていた居宅介護支援の基本報酬の引き上げについては、全体の改定率が+0.7%のところ、粘り強く交渉を続けた結果、特定事業所加算にも対応しつつ約 1.8%の引き上げになりました。（新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、全てのサービスについて令和 3 年 4 月から 9 月末までの間、基本報酬に 0.1%上乘せされます。令和 2 年 12 月 17 日の大臣折衝において、0.7%のうち 0.05%相当分を充てることが決まっています。）

全容については、告示や解釈通知等が出揃うことが見込まれる 3 月 27 日に開催する「令和 3 年度介護報酬改定説明会」（日介支専協第 2-0299 号 令和 3 年 1 月 6 日付）にてお伝えいたします。なお、少しでも経営状況が改善して介護支援専門員の処遇改善にも結び付けることができると思いますので、取得できる加算は漏れなく算定していただくよう、地域支部および会員の皆様への周知にご協力いただければ幸いです。

当協会においては引き続き、解釈通知等についての調整・交渉を行ってまいります。
敬具

記

- ・ 令和 3 年度介護報酬改定の諮問内容の詳細は厚生労働省ホームページの社会保障審議会介護給付費分科会資料からご確認ください。

○運営基準改正について（令和 3 年 1 月 13 日第 198 回）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15884.html

○介護報酬改定について（令和 3 年 1 月 18 日第 199 回）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16033.html

以上

一般社団法人日本介護支援専門員協会
事務局 木村能子 担当：大室悠・吉田洋子
東京都千代田区神田小川町 1 丁目 11 番地 金子ビル 2 階
TEL:03-3518-0777 FAX:03-3518-0778
E-mail soumuka@jcma.or.jp